

## 西公園屋内遊び場基本計画策定支援業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

西公園屋内遊び場基本計画策定支援業務委託

### 2. 経緯及び目的

- 本市では「子育てが楽しいまち・仙台」の実現に向け、子どもの遊びの環境の充実に取り組んでいる。
- 令和7年3月に策定した「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」（以下「取組方針」という。）において、大型の屋内遊び場の整備についての考え方として、市内の既存施設や、近隣の自治体の大型の屋内遊び場との役割の違いなどを考慮しながら、自然と都市機能が調和する本市の都市個性や、都市の魅力をいかした仙台らしい取組としていくことが重要とした。

（参考）仙台市 HP 「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」を策定しました  
<https://www.city.sendai.jp/kosodate-suishin/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/torikumihoshin.html>

- この仙台らしい取組を実現するための整備候補地として、西公園南側下段区域（※1）が適切と判断し、当該候補地における大型の屋内遊び場（以下「西公園屋内遊び場」という。）整備に向けた具体的な検討を行うこととした。

※1 仲ノ瀬橋を境に西公園全体を南北に分けた際の南側のうち、広瀬川側のエリア（1ページ下部の図の青色破線エリア）

（参考）仙台市 HP 西公園への屋内遊び場の整備について

<https://www.city.sendai.jp/kosodate-suishin/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/okunaiasobiba.html>

- 本業務は、西公園屋内遊び場の整備に向けた基本計画（以下「基本計画」という。）の策定のために必要な調査・検討の支援を行うものである。



### 3. 基本計画の概要

基本計画には以下の点が盛り込まれることを前提とし、本業務にあたること。

#### ①施設の機能・事業内容

- ・仙台らしい遊びを実現できる施設の機能と事業内容
- ・隣接する広瀬川河川敷や(仮称)国際センター駅北地区複合施設等、青葉山エリア内の各施設との連携事業の展開

#### ②施設の配置計画

- ・屋内・屋外の連続性をもった遊びができる施設配置やゾーニング
- ・西公園再整備事業との一体性や回遊性の確保に資する施設配置  
(参考) 仙台市 HP 西公園再整備事業  
<https://www.city.sendai.jp/koen-kensetsu/kurashi/shizen/midori/koen/sebi/nishikoen.html>
- ・地下鉄東西線大町西公園駅や園内駐車場（※2）からの動線と地下鉄からのアクセス環境の向上手法
- ・職員、搬入業者等、利用者以外の施設関係者の人と車両の動線の確保に加えて、施設利用者と施設を利用しない公園利用者との動線に配慮した施設配置
- ・広瀬川等周辺の自然環境や地下鉄東西線地上部の走行箇所等の都市的機能を感じることができる施設配置

※2 整備候補地と地下鉄東西線高架を挟んで北側のエリアに整備予定（1ページ下部の図の茶色点線エリア（P））。台数や形式等については別途検討を行う。

#### ③構造計画（概略）と設備計画（概略）

- ・施設整備として必要なものに加え、県産材、国産材利用や、省エネ、再エネの導入等によるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）にも配慮した計画

#### ④諸室機能

- ・付帯設備、仕上げまで含めた施設内各諸室の機能と想定する面積

#### ⑤遊具計画

- ・概ね乳児期から小学生程度までのこどもが楽しむことができる遊具計画

#### ⑥ユニバーサルデザイン・安全配慮

#### ⑦イメージ図

- ・こどもにもわかりやすく、施設に対するイメージがわきやすいイラスト

#### ⑧配置計画図、平面計画図

- ・①～⑥の内容を落とし込んだ図面

#### ⑨事業手法と工程

- ・供用開始までの事業手法と工程

#### ⑩事業費

- ・供用開始までに見込まれる事業費

## ⑪管理運営計画

- ・管理運営体制、運営組織、広報、開館時間、開館日、利用料金、目標来館者数、運営収支等
- ・直営、指定管理等管理運営体制による収支等の比較検討

## 4. 委託業務の内容

### (1)基本計画の策定にかかる支援

取組方針を始めとするこれまでの検討経過を踏まえるとともに、本市及び本市が指定する関係者等と隨時協議の上、基本計画の策定のため必要な調査・分析・検討・提案を行うこと。

#### ①土地利用上の要件整理

本市から提供可能な資料についてはそれをもとに、そのほか必要な資料においては受託者にて対応し本市と協議の上、要件を整理すること。

- ・現地調査及び関係機関との協議による西公園南側区域与条件の整理
- ・周辺既存施設、道路、建設地の樹木調査、地形、隣地の状況の把握
- ・供給処理施設（電気、ガス、給排水、電話、インターネット等）の現状及び条件の把握
- ・敷地、施設に関する建築基準法等の関係法令を含む各種法的規制の条件の把握

#### ②市民意見の聴取

こども、保護者、子育て関係団体等幅広い市民からの意見聴取を行う上で必要な資料の作成、聴取の場への出席と助言等の運営支援、聴取した意見の集計や分析、議事録作成等を行うこと。こどもを対象とした施設であることを念頭に、各年齢のこどもからも広く意見を聴取すること。また、様々なこどもが意見を述べやすいよう、写真やイラストを用いた資料の作成、書面や口頭など多様な発言の機会の提供等の工夫を行うこと。実際の意見聴取の手法は以下を想定しているが、詳細については協議の上決定する。

##### ・市民アンケート（1回）

仙台市ホームページやせんだいのびすくナビ等によるアンケートを実施の上、アンケート結果の集計や分析を行うことを想定している。

##### ・こどもを対象とした意見の聴取およびフィードバック（全3回）

本市子育て応援都市推進課による「遊び場展開事業」、公益財団法人仙台こども財団による「こどもいきん広場」を活用した意見聴取とフィードバックを想定している。

##### ・パブリックコメントの実施

#### ③有識者意見の聴取

##### ・有識者ヒアリングの実施

本市で選定する有識者を対象とした意見聴取を行う上で必要な資料の作成、ヒア

リングへの出席と助言等の支援、議事録作成等を行うこと。実際の意見聴取の手法は本市が指定する有識者（10～15分野程度を想定）を対象としたヒアリングを想定しているが、詳細については協議の上決定する。

・シンポジウムの開催（2回）

複数の有識者による意見交換や、参加した市民からの質疑応答やアンケートを行うことを想定している。

なお、うち1回については本市子育て応援都市推進課・健康政策課によるイベント「みんなで子育てフェスタ＆健康フォーラム」内の開催を予定。

④他都市大型屋内遊び場の実態調査

西公園屋内遊び場整備の参考となる複数事例（3程度）の調査・分析（電話での聞き取りや、書面調査を想定）を行うこと。

⑤施設整備案の作成

イメージ図、配置計画図、平面計画図、地下鉄東西線大町西公園駅や駐車場（2ページ※2と同じ）からの動線計画（西公園南側下段区域内の園路計画）等、施設整備案を、本市と協議の上作成すること。

①～④のほか、庁内のワーキンググループや子ども・子育て会議等において使用する報告資料の作成及び必要な調査を行うこと。

(2)基本計画案の作成

(1)を踏まえ、5.に示す各検討段階に応じた基本計画案を作成すること。作成する基本計画案は、「本文」に加え、要点まとめた「概要版」、子どもにも理解しやすい平易な表現やイラストを使用した「子ども版」の3パターンとすること。

(3)業務成果取りまとめ

本業務において作成した各種資料、および各種調査・検討の経過・結果について、次年度以降の参考となるよう取りまとめ、本市へ電子データにより提出すること。取りまとめ方法は本市との協議の上、決定するが、時系列や項目ごとに分類し見出しを付けるなど、検索性・閲覧性を担保すること。

## 5. 主な想定スケジュール

第1四半期 土地利用上の要件整理

市民アンケート

第2四半期 シンポジウム開催

子どもを対象とした意見の聴取①（素案）（子どもいん広場内）

子どもを対象とした意見の聴取②（中間案）（子どもいん広場内）

パブリックコメント（中間案）

第3四半期 シンポジウム開催（みんなで子育てフェスタ＆健康フォーラム内）

子どもを対象とした意見の聴取③（最終案フィードバック）

(こどもいんげん広場内)

最終案仮提出

第4四半期 最終案本提出

業務成果の納品

- ・ 有識者へのヒアリングについては、本市と協議の上隨時実施すること。
- ・ 第3四半期である12月末までに、基本計画最終案を、仮提出すること。
- ・ 上記のスケジュールを目安に、隨時本市との連絡調整や資料作成を行うこと。

## 6. 経費負担

- ・ 委託業務に使用する資料及び成果品の印刷費用は、業務委託料に含まれるものとする。
- ・ 委託業務に使用する設備及び機器の手配費用は、業務委託料に含まれるものとする。
- ・ 第2四半期に開催予定のシンポジウムにおける会場使用料は、業務委託料に含まれるものとする。
- ・ 有識者意見の聴取における謝礼は、本市が負担するものとする。

## 7. 履行期間

- ・ 契約日から令和8年3月31日

## 8. 成果物の納品・帰属及び著作権

### (1) 成果物の納品

本契約の成果物として下記資料を納品すること。なお、データについてはPDFに加え、編集可能な形態でも納品すること。

- ・ 各基本計画書（本文、概要版、こども版）の電子データ 1式
- ・ 各種資料の取りまとめ電子データ 1式

### (2) 成果物の帰属及び著作権

- ・ 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう）を成果物の引き渡し時に本市へ無償で譲渡する。
- ・ 本市は、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変及び公表することができる。
- ・ 受託者は、本市が承諾した場合には、成果物等を使用若しくは複製し、又は当該成果物等の内容を公表することができる。
- ・ 成果物等の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

## **9.委託料**

委託料は完了払とする。

受託者は、業務が完了したときは遅滞なく業務完了届を提出すること。本市は業務の完了を確認し、受託者の請求のあった日から30日以内に支払うこととする。

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された内容に対して明らかな不足があると発注者が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

なお、本仕様書から読み取れる業務や必要な数量等に関しては、見積書に網羅的かつ確実に記載すること。増額する必要がある場合は、発注者にその必要性を事前に説明し、協議のうえ決定することとする。

## **10.守秘義務について**

- ・ 本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- ・ 受注者は、業務委託契約書第4条の規定により、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・ 受注者は、本業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- ・ 受注者は、本業務に関して本市から貸与された情報その他知り得た情報を本業務に関する者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- ・ 受注者は、本業務に関して本市から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ・ 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、本市の許可なく複製・転送等しないこと。
- ・ 受注者は、本業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、本市への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。
- ・ 受注者は、本業務の遂行において貸与された本市の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、またそのおそれがある場合には、これを速やかに本市に報告するものとする。

## **11.履行方法**

- ・ 受注者は、本業務の履行にあたり、業務担当者を選任し、本市に報告すること。
- ・ 本業務の履行にあたっては、必要に応じて庁内の会議や打合せに出席するなど、本市及び受託者は十分な連絡を取り合い、その都度進捗状況を確認するものとする。また、受託者は事業の進捗を定期的に本市に報告すること。

- ・ 本業務の実施に関して、他の業者と打合せを行った場合には、その内容を書面にて速やかに本市に報告すること。

## 1.2.その他留意事項等

- ・ 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、指示を受けること。協議の内容については都度議事録を作成し、本市の求めに応じて提出すること。
- ・ 受注者が本業務を実績の一環として、営業活動の際に使用することは差し支えない
- ・ 事業実施に当たっては、関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、受託者の責任において行うものとすること。
- ・ 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること。
- ・ 受託者は、業務に要する機材及び消耗品について受託者の負担で準備すること。
- ・ 受託者は、業務の各段階において本市の了解を得ること。